

勧告

開き、この協力関係を地中海地域周辺のすべての国々に拡大することを奨励する。

9. 地中海地域の未参加の国々が、「地中海湿地フォーラム」もしくは同様の団体を通じてこの長期的な努力に参加することを奨励する。

10. 地中海の湿地に関心を持っているすべての政府、NGO、または個人が、「地中海湿地戦略」の準備と実施に最大の努力を払うように促す。

11. 多国間そして2国間の援助機関、また民間セクターからも地中海の湿地保全に向けて調整された行動がとれるよう、基本的な財政支援の続行を求める。

12. 1999年の第7回締約国会議で、今後3年間の地中海の湿地のための協力体制のさらなる進捗状況の完全なレポートが提出されるよう要請する。

13. ラムサールの登録湿地選定基準に合致する湿地、とりわけヨーロッパとアフリカ間の渡り鳥のルートを結ぶ主要な湿地を、登録湿地として指定するよう地中海地域の締約国に求める。

勧告6. 12 私的公的資金による活動における保全および賢明な利用

1. 湿地の保全と賢明な利用を推進する立法および政府政策に取り組むことを求めている「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告4. 10の付属書)そして「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(勧告5. 6の付属書)を想起し、

2. さらに、多国間と二国間開発援助プログラムに湿地の保全と賢明な利用を含めることに関する勧告5. 5を重ねて想起し、

3. 私的および公的資金による活動が、その自国内のみならず他の国々、または国の管轄を超えた地域の湿地に悪影響を与えかねないことを認識し、

4. さらに特に湿地に悪影響を与える恐れのある土木事業や他の活動を直接的に指揮する場合、湿地の保全と賢明な利用に第一に責任があるのは公的機関であることを認識し、

5. 私的および公的資金による活動の範囲内でも、湿地の破壊を回避し、さらに湿地の保全、復元、賢明な利用に貢献するよう、奨励や契約上の合意などによって事業の企画機関や実施機関を促す多くの機会が存在することを確信し、

6. NGOのみならず政府と民間セクターとの間の協議を通じ、こういった機会を探求したオランダにおける試みに注目し、

7. 各セクターの方針が湿地に与える直接的および間接的影響に関して、フランスが行なった包括的分析の結果を考慮に入れ、

8. さらに「1997-2002年戦略計画」の中のこの問題に焦点をあてた行動目標、特に保全、復元と賢明な利用を公的機関による計画策定そして政策決定に統合すること(行動目標2. 2)、民間セクターの参画を促すこと(行動目標2. 8)、国内の教育啓発プログラムを発展させること(行動目標3. 2)、また開発援助機関および多国籍企業が湿地に関する事業を改善して実施するように図ること(行動目標7. 3)に注目し、

締約国会議は、

9. 湿地に悪影響を与える可能性がある私的と公的資金による活動との関連で、湿地の保全と賢明な利用を促

進し高めるため、NGOのみならず政府と民間セクターとの間の協議そして知識の普及のための過程を新たに始め、さらに強化しようという提唱を歓迎、支援する。

10. 上記の過程を新たに始めさらに強化し、この過程の進捗状況および結果をラムサール条約の国別報告書の中で報告するように締約国に求める。

勧告6. 13 ラムサール登録湿地とその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン

1. ラムサール条約の締約国は、その領域内の湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録し、その登録湿地の保全を促進するための計画を作成し実施するように求められていることを想起し、

2. 以下の点を締約国に求めている決議5. 7を参照し、

(a) 各々の登録湿地について管理計画を策定する。

(b) 既存の管理計画を再検討し、また必要ならばそれを更新するため、決議5. 7に附属書として添付されている「ラムサール登録湿地およびその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン」を活用することを考慮する。

3. 決議5. 7が「各々のラムサール登録湿地が管理計画を持つ必要性」を強調し、また「必要な限り、締約国は管理計画策定に関する釧路ガイドラインを適用する」ことを要請していることをさらに想起し、

4. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」が以下の点を指摘していることを意識し、

(a) 締約国の手引きとして、地方、地域、そして集水域または海岸域レベルでの、ラムサール登録湿地のための管理計画策定における最良の実例10を1999年の第7回締約国会議までに出版すること(行動 5. 2. 2)。および

(b) 2002年の第8回締約国会議までに、各締約国の登録湿地のうちの少なくとも半分で、管理計画あるいはこれに代わる機構が完備しているかまたは準備中であること(行動 5. 2. 3)。

5. いくつかの締約国が率先し、ラムサール条約の「管理計画策定に関するガイドライン」に沿った形で管理計画を策定したことを歓迎し、

6. 一般的にラムサール条約のガイドラインが、世界中のラムサール登録湿地および他の湿地の管理計画のために適切なモデルを提供しているという、本会議の分科会Dの結論に留意し、

締約国会議は、

7. ラムサール登録湿地とその他の湿地のためにさらに管理計画を準備し実施することを締約国に求める。

8. ラムサール条約の「管理計画策定に関するガイドライン」に対応した、さらなる管理計画の策定とその実施を促進するよう条約事務局に指示する。そして、

9. 科学技術検討委員会に、集水域全体を扱う統括的取り組み方をした管理計画策定の最新の進展の検討を含んだ、ラムサール「管理計画策定に関するガイドライン」を監視し、その結論および管理計画策定の最良の実例10(ラムサール条約「1997-2002年戦略計画」の行動 5. 2. 2)を、第7回締約国会議で報告することを要請する。